

債権譲渡の会計上の諸問題について

弥 永 真 生

1. はじめに
2. 債権譲渡の会計処理の前提となる資産・負債概念
3. 諸外国の債権譲渡の会計処理・開示の現状
4. わが国における債権譲渡の会計処理・開示のあり方
5. おわりに

1. はじめに

わが国では、平成4年以降、金融機関の一般貸付債権信託が行えるようになった（「金融機関の貸出債権の流動化等自己資本比率向上策について」＜平成4.4.30蔵銀800号＞および『金融機関の貸出債権の流動化等自己資本比率向上策について』通達の一部改正について）＜平成4.12.1蔵銀2072号＞参照）。しかしながら、一般企業にとって売掛債権の譲渡の会計処理が問題となるように、金融機関の貸出債権の譲渡ないし証券化の会計処理については、問題が少なくないと思われる。すなわち、売掛債権や貸出債権の譲渡、証券化の会計処理については、未だ十分な検討が行われておらず、とりわけ譲渡側にリスクが全部または一部残る場合の会計処理については、確立した処理方法があるわけではないように見受けられる。

そこで、本論文では、企業会計法の見地か

ら債権譲渡の会計処理について検討することとしたい。具体的には、債権譲渡の会計処理としては、①譲渡の対象となった債権を資産として計上することを止める方法、②資産として計上し続ける一方で、譲受人に対する債務を負債として計上する方法、③譲渡の対象となった債権の貸借対照表上の金額を収入金額だけ減少させる方法などがあるが、このうち、どの方法がよいのか、また、債権譲渡に伴うリスクを負債として計上すべきか否か、等について考えてみたい。

以下、本論文では、まず2.において、債権譲渡の会計処理を考える際の前提となる資産・負債の概念を検討する。次に3.において、諸外国における債権譲渡の会計処理や開示の現状をみる。そしてそれらを踏まえて、4.において、わが国における債権譲渡の会計処理・開示のあり方について考察する。最後に、5.では、本論文から得られる示唆と今後の検討課題について述べる。

本論文は、筆者の日本銀行金融研究所の客員研究員（1992年10月～）としての研究活動の一環としてとりまとめたものである。なお、本論文で述べられている意見等は筆者の見解であり、日本銀行および金融研究所の見解ではない。

なお、本論文の要点をあらかじめ記すと次のとおりである。

- ① 債権譲渡の会計処理・開示の前提となる資産・負債概念について、諸外国（アメリカ、イギリス等）では明確な定義・基準が設けられているが、わが国では、資産・負債概念が現行法の下では必ずしも明確ではない。
- ② 資産・負債として認識すべきか否かについては、未履行契約の権利義務を資産・負債として認識すべきか否かに応じて判断すべきであり、貨幣的評価を合理的に行えるものは契約価額で評価すべきである。
- ③ また、財務諸表への計上が認められないものであっても、財務諸表の利用者の意思決定にとって重要である場合（例えば、債務保証やオフバランス取引等）があり、それらは財務諸表の注記によって開示すべきである。
- ④ 債権譲渡の会計処理・開示に関して、アメリカ、イギリス、オーストラリア、国際会計基準（IAS）では明示的な基準が存在し、①資産としての認識の中断、②資産として計上していた価額から譲渡価額を差し引いた額の計上、③資産として認識しつつ、譲受人に対する債務の負債計上、に関する基準が設けられている。
- ⑤ 債権譲渡の会計処理・開示に関して、わが国では明確な基準は存在しないが、債権の便益の移転の有無によって資産として計上することを止めるべきか否かを決定し、

そして、仮にリスクが残っていると判断される場合には、引当金ないし負債として貸借対照表に計上することにより開示すべきである。

- ⑥ 債権譲渡の会計処理に当たってはリスクの評価が重要な前提となるため、とりわけ暗黙の保証にかかるリスクの評価技術、あるいはリスクを明確にできるような取引実務の発達が望まれる。また、リスクを財務諸表の注記のみで開示するのか、あるいは財務諸表の本体で開示するのかについては、債務発生 of 蓋然性等を考慮して判断すべきである。

2. 債権譲渡の会計処理の前提となる資産・負債概念

ここでは、債権譲渡の会計処理の前提となる資産・負債の概念について、アメリカ、イギリス、オーストラリア、カナダ等における捉え方を示したあとで、わが国における従来の学説や現行の商法、証券取引法の下でどのように捉えるべきかについて検討する。

(1) 諸外国の資産・負債概念

イ. アメリカ

アメリカでは、財務会計基準審議会（FASB）¹⁾が公表した『財務会計概念基準書』（Statement of Financial Accounting Concepts, SFAC）第6号の中で資産・負債概念が明文化されている。そこでは、「資産とは、過去の取引または事象の結果として、特定の主体

1) FASB (Financial Accounting Standards Boards) は、1972年に組織され、73年から活動を開始したアメリカの会計基準設定主体である。民間組織であるが、FASBの設定・作成する財務会計および財務報告基準は、証券取引委員会 (Securities and Exchange Commission, SEC) や公認会計士協会 (American Institute of Certified Public Accountants, AICPA) 等から「一般に認められた会計原則」(Generally Accepted Accounting Principles, GAAP) として認められており、強制力を有している。

により獲得または支配されている、発生の蓋然性が高い (probable) 将来の経済的便益である」(25項)とされ、他方、「負債とは、過去の取引または事象の結果として、特定の主体が将来他の主体に対して資産の引渡しまたは用役の提供を行わなければならないという現在の責務から生ずる、発生の蓋然性の高い (probable) 将来の経済的便益の犠牲である」(35項)とされている。

ロ. イギリス

イギリスでは、会計基準委員会 (A S C)²⁾ が公表した公開草案 (Exposure Drafts) 42号『特殊目的取引の会計処理』(以下、E D 42号という)の中で、「資産とは、過去の取引または事象の結果、当該企業によって支配され、当該企業に流入する蓋然性が高い (probable) 将来の経済的便益である」(14項)とされ、他方、「負債とは、発生の蓋然性が高く (probable)、また他の主体に資産を移転したり、用役を提供することによって将来の経済的便益の犠牲をもたらす、当該企業の現在の義務 (obligation) である」(22項)とされている。

また、A S Cの公開草案49号『資産・負債に関する取引の実質の反映』(以下、E D 49号という)では、「資産とは、過去の事象の結果、当該企業によって支配される資源であって、それから将来の経済的便益が当該企業に流入すると期待されるものである」(12

項)とされる。他方、「負債 (負債のための引当金を含む) とは、過去の事象から生ずる当該企業の現在の義務 (obligation) であって、その義務の履行によって当該企業から経済的利益を具現する資源の流出が予想されるものをいう」(19項)とされる。そのうえで、「①当該項目に関連する将来の経済的便益が、企業に流入する、または流出する蓋然性が相当大的 (probable) こと、および②信頼性を有する測定可能な原価または価値を有すること」(26項)が、資産・負債の一般的な認識基準として挙げられている。

このほか、会計基準審議会 (A S B)³⁾ が公表している財務報告公開草案 (Financial Reporting Exposure Draft) 4号『取引の実体の報告』(以下、F R E D 4号という)では、「資産とは、過去の取引または事象の結果として、ある主体によって支配されている、将来の経済的便益に対する権利その他のアクセス」(2項)と定義し、他方、「負債とは、過去の取引または事象の結果として、経済的便益を移転する、ある主体の義務 (obligation)」(4項)と定義する。そのうえで、「当該項目が存在することの十分な証拠があること、および当該項目が十分な信頼性をもって、貨幣的金額で測定できること」(17項)を挙げている。

ハ. オーストラリア

オーストラリアでは、オーストラリア会計

2) A S C (Accounting Standards Committee) は、1970年代初めから90年7月まで、イギリスの会計基準設定機関として活動してきたが、90年8月以降、その機能は会計基準審議会 (A S B、3) 参照) に引き継がれている。なお、A S Cが作成した会計基準や公開草案もA S Bによって引き継がれており、現在でも効力を有している。

3) A S B (Accounting Standard Board) は、1990年8月に設立されたイギリスの会計基準設定機関であり、民間組織であるが、A S Bは、会社法 (第256条(1)) および通産省規則に基づき、会計基準の設定・作成機関としての法的権限が付与されている。

研究財団 (A A R F)⁴⁾とオーストラリア会計基準審議会 (A A S B)⁵⁾が公表した『会計概念ステートメント』第4号の中で、「資産とは、過去の取引またはその他の過去の事象の結果として、当該主体によって支配されている潜在的用役または将来の経済的便益である」(12項)とされ、他方、「負債とは、過去の取引またはその他の過去の事象の結果として、当該主体が他の主体に対して、現在負っている、潜在的用役または将来の経済的便益の将来における犠牲である」(46項)とされている。また、資産の認識基準としては、「当該資産の潜在的用役または将来の経済的便益が生ずる蓋然性が高く、かつ、その資産がコストまたは信頼性のある測定が可能な価額を有すること」(36項)が挙げられており、負債の認識基準としては、「潜在的用役または将来の経済的便益の犠牲を要求される蓋然性が高く、かつ、その負債の金額が信頼性をもって測定できること」(60項)が挙げられている。

二. カナダ

カナダでは、カナダ勅許会計士協会 (C I

C A)⁶⁾が公表した『財務諸表の諸概念』の中で、「資産とは、過去の取引または事象の結果として、主体が支配する、将来の経済的便益をもたらす経済的資源であり」(25項)、負債とは、過去の取引または事象の結果として、その弁済が将来資産の移転または利用、用役の提供あるいは経済的便益の移転によってなされる、主体の債務である」(28項)とされる。そして、資産・負債の認識基準として、「①その項目が測定 of 適切な基礎を有し、関連する金額について合理的な見積りをできること、および②将来の経済的便益の獲得または費消に関連する項目について、その便益の獲得または費消の発生の可能性が高いこと」(39項)が挙げられている。

ホ. 国際会計基準 (I A S)

国際会計基準委員会 (I A S C)⁷⁾が公表した『財務諸表の作成表示に関するフレームワーク』においては、「資産とは、過去の事象の結果として特定の企業が支配し、かつ、将来の経済的便益が当該企業に流入すると期待される資源をいう」(49項)とされ、他方、「負債とは、過去の事象から発生した特定の

4) A A R F (Australian Accounting Research Foundation) は、1965年に、オーストラリアにおける財務報告と会計監査の質の向上等を目的として、公認会計士協会が設立した民間機関で、調査・研究を中心とする活動を行っている。

5) A A S B (Australian Accounting Standards Board) は、1989年会社法と1989年証券委員会法に基づき、91年1月に設立されたオーストラリアの会計基準設定主体である。なお、A A S Bは、会計基準の設定・作成に当たっては、A A R Fの協力を得ている。

6) C I C A (Canadian Institute of Chartered Accountants) は民間の職業会計士団体であるが、1975年以降、連邦会社法のレギュレーション (44条) に基づいて、カナダの会計基準設定主体として正式に法的地位が与えられている。

7) I A S C (International Accounting Standards Committee) は、1973年に、イギリス、アメリカ、カナダ等の公認会計士が中心となり、国際的な統一会計基準と統一開示基準の策定を目的として設立された民間団体である。I A S Cが策定・作成する国際会計基準 (International Accounting Standards, IAS) は、各国の国内基準に代わるものではなく、法的強制力もないが、87年に証券監督者国際機構 (International Organization of Securities Commission, IOSCO) が積極的な支持を表明したことなどから、その規範性が高まったといわれている。

企業の現在の責務であり、当該責務を履行するためには経済的便益を有する資源が当該企業から流出すると予想されるものをいう」とされている（同項）。そして、資産・負債の認識規準として、「①当該項目に関連する将来の経済的便益が企業に流入するか、または企業から流出する蓋然性が高いこと、および②当該項目が信頼性をもって測定することができる原価または価値を有していること」（83項）が挙げられている。

（2）わが国における資産・負債概念

イ．立法の経緯と従来の学説等

わが国の商法（計算規定）、証券取引法の文言からは、資産、負債の概念は必ずしも明確ではない。また、公表された立法資料からも、資産・負債の概念が一般的に議論の対象となったことはないよううかがわれる。

ただ、わが国の原始商法に大きな影響を与えたといわれるロエスレルの商法草案1070条の解説では、「其貸方ノ欄ニハ現金、商品、製造品、機械、其ノ他營業用ノ器具、為替其他証券等ノ諸要求、不動産ヲ掲クヘシ」と記述されており、ここに例示された項目からは、換金性のあるものを資産と考えていたと解するのが自然であるように思われる。この解釈は、繰延資産を資産の部に計上するに当たっては、しばしば大きな論争があったという商法改正の経緯からも支持されよう。

また、昭和49年改正前の企業会計原則では、「貸借対照表は、企業の財政状態を明らかに

するため、一定の時に保有するすべての資産、負債及び資本を……記載しなければならない」としており、「保有する」という文言からは、有形物を主として念頭に置き、支配可能性をメルクマールとして資産概念を捉えていたとみる余地がある。⁸⁾

従来の学説では、資産を法律上の権利を有するものに限るとするとのれんやノウハウを含めることができないので、それでは狭すぎるとして、商法上の資産概念を財産的価値のあるものと定義する⁹⁾のが、かつては多数説であった（竹田[1912]、p.352以下；田中（耕）[1944]、pp.73-74、p.236以下；松田・鈴木[1952]、p.409；鈴木[1954]、p.154；石井[1952]、p.405；味村[1959]、p.110；味村[1968]、p.176；上田[1964]、p.89）。この見解からは、繰延資産は例外的に貸借対照表能力を認められたと位置付けられる。

これに対して、繰延資産も将来の費用として当然ながら資産であるという見解もある（田中（誠）・久保[1975]、p.106；庄[1974]、p.204）。さらに、財産権としての資産と費用繰延としての資産という二重構造であるとする見解がある（西山[1990]、p.572以下）。

他方、商法上の負債は、法律上の債務に限られると考えられてきた（この立場からは、287条の2の引当金は例外的に貸借対照表能力が認められたと位置付けられる）。ただし、法律上の債務には、確定債務のみならず、不確定債務や停止条件付債務も含まれるほか、費用の見越（引当金など）も本来は負債に含

8) ただし、リース資産・所有権留保付資産に関する開示を商法計算書類規則で求めることとされた際に、リース資産は資産としての本質的特徴を備えており、当然に商法上の資産に当たるという指摘がなされている（大谷[1988]、p.4）。

9) 松本[1955a]、p.102は、「財産に客観的価額のあることを必要とする」と指摘している。

まれるという見解もある（西山[1990]、p.575以下）。

ロ．商法・証券取引法上の資産概念

(イ) 配当規制と資産概念

商法計算規定の目的の1つは適正な配当可能限度額の算定であり、資本維持を通じた債権者保護を図るためには、「資産は過去の取引または事象の結果として、貸借対照表上の記載日時点で会社の支配下にある（会社が処分権能を有している）こと（要件①）」、および原則として「換金可能性を有するものであること（要件②）」が理論的には要求される。

しかし、配当規制は、現在および将来の株主と債権者の間の利害を調整するものにすぎないから、社会的な合意を得ることができれば、換金可能性を有しないものであっても、法律によって貸借対照表能力を認めることはできる。

また、配当可能限度額は一意に定まる必要があるから、「貨幣的に評価が可能であり、理論的な裏付けを有する評価方法の1つによってその評価が明確に行いうるものであること（要件③）」が、貸借対照表能力を認めるためには必要である。

つまり、商法計算規定は開示規制も目的とするが、その目的は配当規制である（弥永[1993]、p.97-99）から、次の(ロ)で述べるところにかかわらず、商法上の資産は上記①②③の要件を満たす必要があり、換金性のないものは、商法に特段の規定がない限り、資産性を認められないのが原則である。

このように考えると、繰延資産は、換金性を有しないが、商法が例外的に貸借対照表の資産の部に計上することを認めたものであると位置付けられる。

(ロ) 開示規制と資産概念

情報開示を通じて利害関係者の意思決定を適切ならしめる点からも、「資産が過去の取引または事象の結果として、貸借対照表上の記載日時点で、会社の支配下にあるべきこと（要件①）」は当然のことである。

しかし、支配の意味は上記(イ)の場合とは若干異なる。支配下にあるのは、典型的には所有権を有している場合であるが、会社の財政状態を適正に示して、利害関係者の意思決定を適切ならしめるという目的からは、取引上の実質によって修正される必要があるため、所有権を有していなくとも支配が認められる場合もあれば、所有権を有していても支配が認められない場合がある。したがって、ここでは支配は、会社が使用収益ないし処分権能を有しており、経済的便益を排他的に享受できることをいう。

また、会社債権者に対する情報開示の点からは、換金可能性という要件によることにも意味があるが、会社債権者にとっても、株主・投資者等にとっても同様、会社の将来の損益・キャッシュフローに関する情報が重要であることを考慮すると、「将来において経済的便益・サービスを会社に提供することが期待されるものであること（要件④）」が資産として認めるためには不可欠である。さらに、利益という情報を損益計算書が提供することを前提とすると、利益という1つの数値に集約できるようにするため、上記(イ)と同様、「貨幣的に評価が可能であり、理論的な裏付けを有する評価方法の1つによれば、その評価が明確に行いうるものであること（要件⑤）」が貸借対照表能力を認めるためには必要である。

証券取引法はもっぱら開示規制を目的とす

るから、証券取引法上の資産は④⑤'⑥の要件を満たすべきである。

ハ、商法・証券取引法上の負債概念

(イ) 配当規制と負債概念

配当可能限度額算定目的との関連においては、負債は倒産時に倒産会社に対する債権として扱われるものをいうと考えれば十分であると考えられる。したがって、非金銭債権や不確定金銭債権であってもよく、条件付債権または将来の債権であってもよい(破産法22条、23条、商法125条4項、430条1項、会社更生法117条、118条)。すなわち、負債は「法律上の債務であること(要件④)」を要し¹⁰⁾

(偶発債務も停止条件付ではあるが、法的な債務である)、また、「その債務の発生原因が貸借対照表上の記載日以前に存在すること(要件⑤)」が当然必要である。さらに、配当可能限度額は一意に決まる必要があるから、「貨幣的に評価が可能であり、理論的な裏付けを有する評価方法の1つによれば、その評価が明確に行いうるものであること(要件⑥)」が貸借対照表能力を認めるためには必要である。この見解からは、引当金は商法が定めた例外であることになる。会計上、偶発債務は貸借対照表能力がないとされているが、それは、それだけでは、会計学上の資産・負債・資本に変動を与えず、会計取引にならないからであるといわれている。

昭和37年改正前は、法律上の債務であれば、確定期限付であるか否か、あるいは条件付であるか否かを問わず、負債として計上することを要し、法律上の債務でないものは負債として計上することはできないとするのが通説

であった(法務省民事局「株式会社の計算の内容に関する商法改正要綱法務省民事局試案九：負債たる引当金」の[理由]、田中(耕)[1944]、p.77; 上田[1960]、p.10; 上田ほか[1963]、p.57(味村); 上田[1964]、p.98; 味村[1968]、p.143; 大住[1974]、p.134; 庄[1974]、p.205)。ただし、双務契約上の債務であって当事者いずれもが履行に着手していないもの、および双務契約上の債務と債権が同価値をもって対立する場合、雇庸契約上の労務給付義務、運送人が荷送人に対して負担する運送契約上の債務、倉庫業者が寄託者に対して負担する受寄物保管義務・返還義務、賃貸借の目的物の返還義務、不作為債務のように、その履行のために出捐を要しない債務、受任者が委任者に対して負担する委任契約上の債務などは、負債として計上することを要しないと解されてきた(大隅[1959]、p.230; 大住[1969]、p.36、大住[1974]、p.42以下)。これらの例外は、債権債務が、事実上、等価値と認められるため、相殺表示が認められている場合、あるいは、債務の貨幣的评价ができない(あるいは貨幣的に評価できる債務の発生の可能性がきわめて低い)ために生じたものであると解される。

さらに、「いかなる債権債務が記帳の対象となり、いかなる債権債務が記帳の対象から除外されるかについて、その理論的根拠を示すことは、困難というより不可能に近く、結局は、会計処理の慣行にこれを求めるほかはない」という指摘があり(大住[1974]、p.47)、これに賛同する向きもある(細田[1977]、p.33)。また、会計学者から、債務は、会計

10) この点、黒木[1975]、p.96は、会計学上の負債と商法上の負債が同一である必要がないと指摘し、商法上貸借対照表能力が認められる負債は基本的には法的な負債をいうとする。

学カテゴリーにしたがって負債として計上されるべきであるといわれている(黒沢[1975]、p.98)。しかし、商法上は商法計算規定の目的にしたがって、どのような債権債務が貸借対照表に資産・負債として計上されるべきであるかが決せられるべきであろう。

ところで、昭和38年に制定された計算書類規則33条(昭和49年改正によって削除)は、条件付債務を引当金の部に計上することを認めていた。これは、①他の債務と異なり評価の問題があること、②従来 of 会計慣行上、引当金として取り扱われていたこと、③条件成就の時期が判明しないものが多く、これを履行期の基準により区分表示することは事務手続き上煩瑣になること、を根拠としていた(細田[1977]、p.4)。この条件付債務とは、法律上の債務であり、債務の確定が将来の不確定な事実の成否にかかっている債務をいい、金額および履行期の双方が不確定の債務であって(吉田[1963]、規則解説 p.43; 矢沢ほか[1963]、p.24 (味村発言); 上田[1964]、p.240)、民法上の条件を付された債務のみならず、不確定期限付債務を含むと考えられていた(田中・久保[1975]、p.321-326)。なお、条件付債務については、条件の成就がどの程度確実な場合に計上すべきかが問題となる。また、条件付債務は、多くの場合、偶発債務として貸借対照表に計上することがないとの指摘もあり(吉田[1963])、その関係をどのように捉えるかについても問題が残る。

(四) 開示規制と負債概念

情報開示の局面では、会社の将来の損益・キャッシュフローに関する情報が重要であることから、証券取引法上の負債は、「法律上の債務のみならず、道徳的または経済的な観

点から生ずる資産の引渡しまたは使用を通じて、将来の経済的便益の犠牲を引き起こすことが期待されるものを含む(要件①')」といえる。

また、「その債務の発生原因が貸借対照表記載日以前に存在すること(要件⑤)」が当然必要である。さらに、利益という情報を損益計算書が提供することを前提とすると、利益という1つの数値に集約できるようにするため、「貨幣的に評価が可能であり、理論的な裏付けを有する評価方法の1つによってその評価が明確に行いうるものであること(要件⑥)」が、貸借対照表能力を認めるためには必要である。

二. 計算書類・財務諸表の注記による開示

上記ロ、およびハ、で考察したような要件を満たさないため、貸借対照表能力を認められないものといえども、計算書類・財務諸表の利用者の意思決定にとって重要である場合がありうる。貸借対照表に資産・負債として計上することが適切でない場合であっても、注記によって開示することによって利害関係者の意思決定を適切ならしめることができる場合がある。保証・保証予約をしている場合、またはいわゆるオフバランス取引の多くは、将来の経済的便益等の提供の可能性や犠牲発生の可能性が未確定であるのみならず、貨幣的な評価が適切に行いえないことがありうるが、それが重要である場合には注記により開示することによって情報提供が充実される。したがって、仮に、ある項目に貸借対照表能力が認められないとしても、それを開示しなくてもよいということにはならない。財務諸表規則8条の5、計算書類規則3条の3もこの趣旨であると解されるし、現在でも、財務諸表規則58条、同取扱要領第146、147、

計算書類規則32条は、債務保証、係争事件に係わる賠償義務、先物売買契約などについて、その内容と金額の注記を要求している。

ホ. その他の諸問題

わが国では、金融資産・負債をどのように捉えるのかという問題のほかに、①金融商品あるいはその他のオフバランス取引・商品を資産・負債として認識すべきかという問題と、②それらを認識するとした場合にどのように測定・評価するかという問題がある。債権譲渡の会計処理問題については、3.および4.で考察することとして、それ以外の問題については基本的には本論文では取り上げずに、稿を改めて論ずることとするが、上述のような資産・負債概念との整合性を図りつつ、ここでは視点のみを提示しておきたい。

資産・負債として認識できるかどうかは、第1に、未履行契約の権利義務を資産・負債として認識できるかどうかにかかっていると考えられる。従来の会計の慣行には適合しないが、商法・証券取引法の目的からは、契約に拘束力が十分にあると考えられる場合（例えば、多額の違約金または損害賠償なしには解約できない場合、不履行に対して刑事上、行政上の重大な不利益が課される場合など）には、契約から生ずる権利と義務は貸借対照表に資産・負債として計上できると考えるべきである。¹¹⁾

すなわち、契約から生ずる義務は、ハ. で検討した負債の概念のうち⑩ (⑩') および

⑪の要件（法律上の債務ならびにそれに準ずるものであること、およびその債務の発生原因が貸借対照表上の記載日以前に存在すること）を少なくとも満たすのが通常である。例えば、借入金債務と物品の引渡債務は、後者が通常同時履行の抗弁権を伴うことを除けば差はない。そして同時履行の抗弁権の存在は、相手方が履行する可能性がきわめて高い場合には、両者の間に異なった処理をすべきほどの差をもたらさないと考えられる。

また、同様に、契約上の権利も、ロ. で検討した資産の概念のうち④および⑤ (⑤') の要件（会社の支配下にあること、および換金可能性あるいは将来の経済的便益・サービスが期待できること）を満たすといえる場合が認められる（現時点では金銭債権でなくとも、債務不履行時には損害賠償請求権として金銭債権に転化する）。他方、とりわけ契約とその履行との間が長期にわたる場合には、全く開示しないことは情報開示の点から問題が残る。ただ、会社債権者保護の観点から④の要件を厳格に解すると、従来オフバランス項目とされてきたものを資産として計上することは困難である。しかし、会社債権者保護の観点からは、負債とされるものの範囲を広げる必要があり、オンバランス化を図る必要がある（これによって、利害関係者は、会社の直面しているリスクを貸借対照表本体から知りうるのみならず、配当可能金額にリスクを反映させることができる）。そして、契約

11) Hancock [1988]、p. 47は、関連対応する権利と義務は相殺できるという見解を提示するが、会計においては一般に資産と負債の相殺を認めないのが公正な処理・表示と考えられているから、とりえない。資産と負債の相殺の問題については、稿を改めて検討したい。なお、3.(2)で述べるイギリスにおける linked presentation は、いわば相殺を認めるものであり、理論的には問題を有するが、譲渡側に何らかの便益が残ることを本体で示すという情報提供の見地から提案されたといわれている。

上の義務を負債としてオンバランス化するに当たっては、それと対応関連する契約上の権利を資産としてオンバランス化することが適当である。

第2の問題は㉔の要件（貨幣的評価を合理的に行えること）を満たすか否かであるが、㉔の要件を満たす（貨幣的評価を合理的に行える）場合には、契約価額で評価するべきであろう（ただし、相手方の債務不履行のリスクを評価する必要がある）。

他方、㉔の要件が満たされない（貨幣的評価を合理的に行えない）場合には、貸借対照表上には計上されないが、ディスクロージャーの必要性がないわけではないから、信用リスク等を判断するための情報、金利、満期などの契約条件の概要、簿価など金融商品の時価を利害関係者が推定するために必要と考えられる情報を提供しなければならない場合がある。また、貸借対照表にはある程度以上の蓋然性があるような債権債務が計上されるが、それが会社のリスクについて利害関係者の判断を誤らせる恐れがある場合には、補足情報の開示が法律上必要とされていると解すべきである。例えば、ローンタイプのオフバランス取引のほか、保証債務、保証予約、事実上の保証等に関しては、信用リスクが小さいと評価される場合であっても、そのリスク（最悪の場合の損失額、担保等についての情報など）を注記で記述的に開示することが望ましい。

3. 諸外国の債権譲渡の会計処理・開示の現状

ここでは、債権譲渡に関する会計処理ならびにその開示に関して明示的な基準等が存在するアメリカ、イギリス、オーストラリアおよび国際会計基準（IAS）等における取扱い状況についてみることにする。なお、債権譲渡を行った場合の会計処理としては、①資産としての認識の中断（derecognition）、②資産として計上していた額から譲渡価額を差し引いた額の計上、③資産として認識しつつ、譲受人に対する債務の負債計上、の3つがありうるが、それがどのように行われているかがポイントとなる。

(1) アメリカの現状

アメリカでは、銀行の自己資本規制が強化された後、銀行はオフバランス取引活動を広範に行ってきたが、その代表的なもの（ローンタイプのオフバランス取引）として、スタンドバイ信用状¹²⁾と貸出債権の譲渡（ローン・パーティシペーション）がある（池尾[1990]、p.33等参照）。

アメリカにおいては、スタンドバイ信用状および求償権の伴わない（without recourse）債権譲渡をオフバランスにすることは、実務慣行上、従来から可能であった（ただし、譲渡人が買取りオプションを有している場合や、譲受人が売渡しオプションを有している場合には、借入れとして処理することが求め

12) スタンドバイ信用状（standby letter of credit）とは、銀行の顧客が第三者から資金調達等を行う際に、銀行が顧客の債務を保証するために発行する信用状で、顧客が債務不履行に陥った場合、銀行は信用状の金額を限度として決済を行う債務を負う。

られる場合があった)。求償権を伴わない債権譲渡によってオフバランス化できるのは、それによって信用リスクを負担しなくなることを根拠とするものであった。¹³⁾

他方、求償権付き (with recourse) の債権譲渡については、①譲渡損益を債権譲渡時に認識する方法、②譲渡損失のみを譲渡時に認識し、譲渡利益は繰り延べる方法、③譲渡損益を繰り延べる方法などがあったが、米国公認会計士協会 (American Institute of Certified Public Accountants, AICPA) は1974年に『求償権付き売掛債権の譲渡利益の認識』という研究報告 (Statement of Position, SOP) 74-6号において、担保付き債権との類似性に注目して、譲渡損益を繰り延べ、譲渡債権の回収期間にわたって損益として認識することを提案した。しかし、一般的な会計基準である F A S B の財務会計基準書 (Statements of Financial Accounting Standards, SFAS) 77号『求償権付き債権譲渡の会計報告』[1983]は、a) 譲渡人が債権に関する将来の経済的便益の支配権を譲受人に移転すること (譲渡人が債権を買い戻すオプションを有している場合には支配権は移転されたことにならない)、b) 求償権条項に基づく譲渡人の債務を合理的に見積ることができること¹⁴⁾ (譲渡される債権と同質の債権の先例や債権の回収可能性に影響を及ぼすべき先例がない場合には、債権の回収可能性を合理的に見積ることができる

ないものとみなされる)、c) 譲受人は償還請求権の行使以外の手段で譲渡人に対して債権の買戻しを請求できないこと、の3条件を満たす場合には、譲渡人は売却として処理できる (オフバランス化できる) とした。この場合には、譲渡人が求償権に基づいて負う可能性のある債務額を見積り、それを反映させて債権売却損益を譲渡時に認識することとしている。また、売却として処理した場合であっても、譲渡代金および未回収の債権残高を開示することが義務付けられていた。売却として処理できない場合は、当該債権を担保とした借入金として処理する。

なお、銀行に適用される RAP (Regulatory Accounting Principles) ではリスクが完全に移転しないと、売却として処理できない (Fed. Fin. Insts. Examination Council [1989] A-48 ~ A-49)。

F A S B は S F A S 105号によって、オフバランス・シート・リスクを伴う金融商品について、額面または契約金額のほか、金融商品の信用・市場リスクの開示を求めた。また、同105号によると、オフバランス・シート・信用リスクを伴う金融商品については、金融商品の当事者の1人が契約条件に従ってその義務を遂行できない場合に、当該企業が負担するであろう財務リスクおよび担保・保証等が無価値となった場合に被るであろう損失額を開示し、①信用リスクの対象となる金融商

13) しかし、求償権を伴わない場合でも、銀行は暗黙の保証 (implicit guarantee) を提供しているとみられる場合があると指摘されている (Gorton = Pennacchi [1990]、pp. 19ff)。

14) ⑥の条件はリスクが残っても認識中止を認めるもので、後述するイギリスやオーストラリアの扱いとは異なるが、これについては、①おそらくアメリカにおいては債権譲渡の伝統があり、リスクを合理的に見積ることが可能でありうること、②実質的ディフィーザンスの取扱い (S F A S 76号 [1983]) との整合性および負債の定義の中の「発生の蓋然性の高さ」が満たされないこと、などを背景として、実際上の必要性に応えたものであると評価できよう。

品をカバーする担保およびその他の抵当を要求することについての企業の方針、②そのような担保およびその他の抵当に対するアクセスについての情報、③このような金融商品をカバーする担保およびその他の抵当に関する内容説明を行わなければならない。さらに、金融商品における重要な信用リスクの集中について、①リスクの集中を識別する契機となる共有された活動、②地域・経済的特性についての情報、③集中を形成する金融商品の当事者が契約条項に準拠して義務を完全に遂行できない場合に、企業が負担するであろう信用リスクを原因とする会計上の損失額、④もし存在すれば担保あるいはその他の抵当でそれが無価値となった場合に被るであろう損失額、⑤信用リスクを有する金融商品を保全するための担保あるいはその他の抵当を要求することについての企業の方針、およびそのような担保または抵当の保全状況を開示しなければならない。求償権付き債権の譲渡においては信用リスクが存在するため、S F A S 105号の対象となるとされる。

アメリカでは、S F A S 5号『偶発事象の会計』[1975]が、「偶発事象とは、企業にとって利益または損失の発生する可能性が不確実である条件、状況、環境が現実存在し、その不確実性が、1つ以上の将来の事象の発生または不発生により、究極的に消滅するものをいう」と定義する。そして、費用配分の観

点から、財務諸表公表前に入手した情報によると、貸借対照表日現在で資産の価値の減損または負債の発生した可能性がほぼ確実 (probable) であり、かつ損失の金額が合理的に推定できる場合には、偶発損失を引当計上しなければならないとされる。ただし、損失の推定額に幅があるときは、最も信頼性のある推定額により、それにも幅がある場合には最低額によるが、その場合には最低額と最高額の差額を開示しなければならない (F A S B 解釈指針〈FASB Interpretation, FIN〉14号3項)。なお、引当計上しなかった場合、あるいは計上額を超える損失の発生について合理的な可能性がある場合には、偶発損失の内容および損失の見積額、その最低額および最高額、または損失額の推定ができない旨を開示しなければならない (F I N 14号9項)。また、損失の発生の見込みは、少なくとも債務保証、求償権付債権譲渡などによる偶発損失およびこれと実質的に同一の性格を有する偶発損失にかかわる開示を行わなければならない (F I N 14号12項)。

(2) イギリスの現状

イギリスの会計基準委員会 (A S C) が公表した公開草案 (E D) 42号では、特殊目的取引としてファクタリング¹⁵⁾ (37-39項)、債権の証券化 (43-45項)、サブ・パーティシペーション¹⁶⁾ (46-47項) 等を挙げて、その

15) ファクタリング (factoring) とは、金融機関が企業の売掛金等の指名債権を期限前に買い取り、当該債権者に信用供与を行うことをいう。実際上の取扱いは、償還請求権の有無、前払いの有無、債権譲渡通知の有無等によりバリエーションがある。

16) サブ・パーティシペーション (sub-participation) とは、金融機関がシンジケート・ローン (協調融資) 等において引き受けた貸付債権の一部または全部を、他の金融機関等に切り売りすることをいう。この場合、貸付債権譲渡人 (原貸付者) と貸付債権譲受人 (ローン・サブ・パーティシパント) との間では、別の金銭消費貸借契約を結ぶことになるため、サブ・パーティシパントは原借入人に対する直接的な請求権は有しない。

会計処理を検討した。それを受けたE D49号は、資産の条件付譲渡一般の会計処理の基本原則を示したうえで、『注解（Application Note）E』として「貸出債権の譲渡」を設けていた。ここでは、債権譲渡を売却として扱って、貸借対照表における資産としての認識を止めるための要件として、以下の8点をすべて満たすことを求めている。

- ① その債権譲渡が原貸付けの諸条件を変更するものではないこと、
- ② 債権譲渡人である原貸付者が貸付元本について何らの残余便益を有さず、ローン・サブパーティシパントが自己の被った損失を原貸付者に求償する権利を有しないこと、
- ③ 原貸付者は、いかなる時点においても、貸換えの義務を負っていないこと、
- ④ 債権について原貸付者との間ではなく、サブ・パーティシパントとの間でリスケジューリングまたはリネゴシエーションが行われた場合には、譲渡契約がその変更後の条件に従うように作られていること、
- ⑤ 債権譲渡人である原貸付者が債権譲受人に融資していないこと、とりわけ、原貸付者が管理している債権の支払いの遅滞または不払いから生ずる資金不足をカバーするために一時的に資金を提供するようなことがないこと、
- ⑥ 原貸付者がこの契約に及ぼす金利変動の影響から生ずる損失を意図的に負担することがないこと、
- ⑦ 契約開始後3か月を超えない当初期間を除いて、原貸付者はサブ・パーティシパントに対して、追加資産の移転により、ローン・ポートフォリオを補充する何らの義務も有しないこと、

- ⑧ 原貸付者は、サブ・パーティシパントが被った損失を後で補填する必要が生じないように、可能な限り合理的な予防措置を講じていること。

これは、財の所有に関わる主要な便益とリスクが原貸付者から債権譲受人に移転していることを示すファクターを挙げたものである。E D49号の第7項で、財の買戻し特約付売却に関して、買戻し価額が事前に決定されており、その価額が、財を購入し保有するのに要するコストを金利も含めてカバーするように定められている場合には、財の所有に関わる便益とリスクは原所有者に留保されており、そのような取引は金融として会計処理されるべきであるとされていることを具体化したものであると考えられる。

なお、譲渡から生ずる損益について不確実性がある場合には、予想される損失については全額引当金を設定し、予想される利益については現実に収入があるまでは認識しないように求められていた（E D49号13項）。また、上記の条件のうち1つでも該当しなくなったときは、当該債権を再計上し、譲受人から受領した金額を負債として計上し、予想される損失に対しては適切な引当金を設定しなければならない（E D49号14項）。

そして、原貸付者は、サブ・パーティシパントと相殺した後の貸借対照表日現在で未回収の債権残高、およびサブ・パーティシパントにより譲渡された債権に関して、当期中に受領した利息額および当期中にサブ・パーティシパントに支払った利息の額を開示しなければならない。さらに、原貸付者が貸付条件の変更により損害を受けたときにも、譲受人から補償を受けられない可能性がある場合には、会計基準委員会（ASC）が

作成した会計実務基準書 (Statement of Standard Accounting Practice, SSAP) 18号に従って開示を行わなければならない (E D 49号16、17項)。

さらに、1993年に公表されたF R E D 4号においては、資産一般に関してであるが、取引によって資産の全部または一部が移転される場合に、資産としての認識を止めるには、その資産に関して、何らの重要な権利または重要な経済的便益へのアクセスが(譲渡人に)留保されていないこと、およびその資産に関して(譲渡人に)留保されたリスクが実務において発生しうる便益の変動との関連で重要でないこと¹⁷⁾が要件となる (F R E D 4号19項)。

また、特定の項目に関する重要な便益とリスクを有していても、その項目から生ずる収入からのみ支払われ、それ以外からの支払いを求められる可能性がなく、かつ金融の償還のために当該項目を保持することが義務付けられる、またはいつでもそれを請求される旨の規定がないときには、「単独の資産科目の下で、貸借対照表上の総額¹⁸⁾から収入額を控除するかたちで表示」(linked presentation)すべきであるとされている (F R E D 4号第20項)。この方法は、資産・負債としての認識を止めることと類似性を有する点もあるが、貸借対照表にどのように資産と負債を表示するかに関するものであり、表示すべきか否かの問題ではないという点では異なる。このような表示方法の背景にある思想は、会社の業績評価のためには、報告会社の支配

(control) の下にあり、その会社に便益とリスクをもたらす資産と活動を認識することが重要であるという考えである (Paterson [1993]、p.18)。

ところで、この方法による場合の具体的な要件として、F R E D 4号の第21項は以下の6点を挙げている。

- ① 当該金融が特定の項目 (または同種の項目のポートフォリオ) に関連していること (貸付債権の場合には、当該項目によって担保され、それ以外の資産によって担保されていないこと)。
- ② 当該金融の提供者は、損失に対して、明示または黙示の求償権を当該経済主体の他のいかなる財産に対しても有していないこと。
- ③ 当該経済主体の取締役は、linked presentation を用いている勘定科目毎に、当該経済主体が損失を補填する義務を負っておらず、かつ負う意図がないことを明示すること。
- ④ 当該金融の提供者は、当該金融の対象とされた特定の項目から生ずる十分な資金が存在する限りにおいて、償還を求め、他のいかなる形態においても求償しないことを書面で同意しており、かつ、そのような同意がlinked presentation の用いられている勘定科目毎に注記されていること。
- ⑤ 当該項目から生ずる資金が、当該金融の提供者に払うのに不十分であっても、当該経済主体のデフォルト事由とはならないこと。

17) この判断は容易ではないと指摘されている (Paterson [1993]、p.14)。

18) F R E D 4号22項によれば、総額を貸借対照表本体で表示することが求められる。

- ⑥ 当該金融の合意その他において、当該経済主体が当該金融の償還まで当該項目を保持し、または（当該項目についての権利移転があった場合には）いつでも再取得する権利および義務を有する旨の条項がないこと。

したがって、当該項目が直接現金の流入をもたらすものであれば、与信者は発生した受取金から支払いを受けることになる。

また、F R E D の23項では、linked presentation を用いている場合には、返還することを要しない収入額が以前の帳簿価格を超過しない限度においてのみ収益を認識できるのであって、当該項目から生ずる利益はそれが発生したときに認識すべきであり、各会計年度に当該項目に関して認識された純収入あるいは純費用は損益計算書に計上されなければならないとされており、かつ損益計算書で総額を示さなかった場合には、注記において総額で開示しなければならないとされている。

さらに、注解E「貸付債権の譲渡」では、E D 49号と同様に、貸付債権の譲渡は更改¹⁹⁾ (novation)、譲渡 (assignment)、サブ・パーティシペーションの3種類を含むものとしている。ここでは、貸付債権の譲渡をどのように会計処理すべきかについて、①原貸付者が貸付債権から便益を受けているか、その本質的なリスクにさらされているか、および②原貸付者が償還義務を負うか、の2点を考慮すべきであるとしている。そして、①原貸付者が当該貸付債権に関するすべての重要な便益

とリスクを移転し、かつ譲受人に対して償還義務を負わない場合には、資産としての認識を止めることが適切であるとし、他方、②原貸付者が当該貸付債権に関する重要な便益とリスクを保持するが、損失に対するリスクが固定された一定の貨幣額に限定されていることがきわめて確実 (absolutely no doubt) である場合²⁰⁾ には、linked presentation が適切であるとする。また、③それ以外の場合には、貸付債権を資産として認識し続け、譲受人に対する債務を認識するという両建法を採用すべきであるとする（注解E 5項、13-16項）。

また、原貸付者が当該貸付債権に関するすべての重要な便益とリスクを移転したというためには、便益とリスクが重要でない場合を除いて、①当該取引が遠慮のない取引における公正な取引価額で行われたこと、②一定額の対価で行われ、かつ原貸付者が損失に対して、いかなる原因によるものであっても、明示または黙示の償還義務を負わないこと、③原貸付者は当該貸付債権が期待を超えて、あるいは期待未満のパフォーマンスをあげたとしても、それによって利益を得たり、損失を被ったりしないこと、のすべてが必要であるとする。更改 (novation) の場合は、通常、原貸付者が当該貸付債権に関するすべての重要な便益とリスクを移転し、かつ譲受人に対して償還義務を負わない場合に当たる。また、譲渡 (assignment) の場合にも、原貸付者に便益とリスクを留保する付随的契約がなく、かつ未履行の債務がない場合にはこれに当たるし、サブ・パーティシペーションの場合に

19) 更改 (novation) とは、契約によって既存の債権債務を消滅させて、新たな債権債務を成立させることである。

20) このようなケースは債権譲渡ではまれである (Paterson[1993]、p.97)。

もこれに当たる場合がある。

加えて、資産として認識することを止める場合には、貸付金の貸借対照表価額と収入額との差が損益計算書に反映されるが、実際の収入額に関して不確実性がある場合には、利益は実現した部分に限られる。他方、損失は全額計上しなければならない（注解E 21項）。当該会計期間内に移転した貸付け金の額およびそれによって発生した利益・損失は、注記しなければならない。linked presentationの場合にも、貸付金の貸借対照表価額と収入額との差が損益計算書に反映されるが、当該取引に潜在的な損失が存在しても、関連する損失を直ちに認識することは求められておらず、貸付けの残存期間にわたって認識すれば足りる。²¹⁾

なお、linked presentationを採用した場合には、①当該取決めの主要な条項、②移転され、貸借対照表日に計上されている貸付金の総額、③（適当に詳細を示して）当該会計期間内に認識された利益または損失、④注解E 21(c)および(d)項で求められている開示事項を注記で開示することを求めている（注解E 22項）。

一方、資産として認識し続ける場合には、貸借対照表日において存在する貸付金譲渡の取決めの対象となっている貸付金の額を注記しなければならない（注解E 23項）。

このほか、イギリスでは、偶発事象に関してSSAP 18号が出されており、そこでは、慎重性の観点から、将来の事象により損失が認識されることがほぼ確実（probable）であり、かつ財務諸表の取締役会における承認日

において損失額を合理的な正確さをもって見積ることができる場合には、重要な偶発損失については、引当て計上をしなければならないとされている。また、仮にこれらの要件が満たされない場合であっても、重要な偶発損失は、損失の発生可能性が小さい（remote）場合を除いては、偶発事象の性質、帰結に影響を及ぼすと予想される不確実な要因、財務諸表の取締役会における承認日現在の当該財務的影響の慎重な見積り額、あるいはそのような金額を見積ることができない旨を開示しなければならない。85年会社法第4附則50(2)項は、引当金を計上していないその他の偶発債務に関して、当該債務の金額または見積り金額、その法的性質、担保物件設定の存否および（設定している場合には）担保物件を開示しなければならないとしている。

(3) オーストラリアの現状

オーストラリアでは、1993年3月に公表された公開草案（ED）59号「金融商品」の52項以下が、売掛債権の譲渡を取り上げている。そこでは、譲渡人が売掛債権に化体されている潜在的な用役または将来の経済的便益に対する支配（control）を有しなくなった場合には、当該債権を財務諸表に計上することを止めることが適切であり、譲渡人が支配を有しなくなったか否かを評価するに当たっては、その債権に関するリスク（信用リスク、利子率変動リスク、流動性リスク、管理リスク）と便益、およびそれらが実質的に移転された程度を考慮することが有益であるとされている（ED 59号52項）。

21) Paterson[1993]、p.98は、これは不都合であり、最終的に基準となる場合には改められることを望むとする。

債務者の履行不能あるいは履行遅滞によって譲受人に生じた損失の全部または一部を補填する義務を譲渡人が負っている場合には、譲渡人は売掛債権の本質的なリスクである信用リスクにさらされていることになり、これは、譲渡人が支配を有しなくなったか否かを評価するに当たって影響を与える。仮に、譲渡人が支配を有しなくなったが、補填を求められることがほぼ確実 (probable) である場合には、売掛債権の資産計上 (認識) を止める一方で、予想される補填支払いについて負債を認識する。資産としての認識を止める要件を満たさない場合には、金融取引とみて、売掛債権は資産として認識し続ける一方、譲受人から受け取った額について、対応する負債として計上する。

(4) その他の諸国の現状

イ. 会計処理の現状

その他の諸国においては、債権譲渡の会計処理一般については、明確な基準は見当たらないが、手形債権の裏書譲渡、割引譲渡については、従来から基準が存在する。

例えば、ドイツでは、手形の割引または裏書譲渡によって生ずる債務を含む債務保証関係を貸借対照表の欄外に注記することとされている (商法典251条)。これは、これらの債務を貸方に負債として表示してはならないことを前提としている。

フランスでは、「プラン・コンタブル (Plan Comptable)」²²⁾における「勘定体系 (Cadre Comptable)」²³⁾上、クラス 8「特殊勘定」として、裏書手形にかかる偶発債権および偶発債務を記載しうることとなっている。83年11月29日デクレ (政令) 第83-1020号の24条 9号によれば、種類別に分類した財務保証額を注記または付属明細書において記載しなければならないが、ここでいう、財務保証額には手形の裏書による遡求義務が含まれる。

EC 第 4 号指令14条は、「貸借対照表上、保証債務を負債の部に掲記することが義務付けられていない場合には、すべてこれをその加盟国の法制の定める保証の種類に従って区分し、かつ提供した物的担保を明記することにより、貸借対照表に区別して注記するか、または付属明細書において区別して開示しなければならない。その債務が結合企業に関するものであるときは、これを区分して表示しなければならない。」と定めている。これは1972年1月28日の原案の11条をほぼそのまま引き継いだものであるが、原案理由書によれば、「会社の財務状態についてできるだけ正確な概観を与えるために、会社が何らかの種類の保証をすることにより第三者のために引き受けた債務についても、開示しなければならない。これは、為替手形の振出、裏書または保証契約その他これに類する担保契約から生ずる一切の債務に関しても同様である。こ

22) 「プラン・コンタブル (plan comptable)」あるいは「プラン・コンタブル・ジェネラル (Plan Comptable General)」は、国家会計審議会 (Conseil National de la Comptabilite、CNC) によって作成される「会計にかかる一般的指針」のことで、法律で明文化された会計規定の解釈およびその補完を行うものである。

23) フランスの勘定体系は、5つの貸借対照表勘定 (クラス1～5)、2つの損益勘定 (クラス6・7) および特殊勘定 (クラス8) から成り立っており、クラス1は資本勘定、クラス2は固定資産勘定、クラス3は棚卸資産勘定、クラス4は対人勘定、クラス5は財務勘定、クラス6は費用勘定、クラス7は収益勘定、クラス8はクラス1～7に属さないすべての勘定となっている。

のような債務について支払いをなすべきことが予定されているときは、これを貸借対照表の負債の部に掲記しなければならない。」とされている。債権譲渡における求償に応ずる義務もE C 4号指令14条の対象となる。

ロ. 銀行の財務諸表における開示の現状

銀行その他の金融機関の年次決算書および連結決算書に関する86年12月8日E C評議会指令(86/635/E E C)は、第4条において、オフバランス・シート項目として偶発債務(contingent liabilities)を、「手形の引受けと裏書」および「保証(guarantee)と物上保証(asset pledged as collateral security)」に分けて記載することを求めている。他方、偶発債務およびコミットメントのための準備金(provision)を貸借対照表の負債の部に、また、その価値調整額および再調整額を損益計算書に記載しなければならない(86/635/E E C 27条、28条、33条)としている。すなわち、負債に当たらなくとも、自動的にオフバランスとなるわけではなく、その性質が明確に定義され、かつ、その金額や発生する日時が不明であっても発生が予定されているもの、あるいは発生することが確実なものは、準備金の対象とされ、その年度の成果に反映される(OECD[1988]、pp.187-188)。

ここで偶発債務とは、金融機関が第三者の債務(obligation)を引き受ける(underwrite)すべての取引を含むものであるが、手形の裏書、再割引、自己引受け以外の引受けから生ずる債務は、国内法に別段の定めがない限り、ここでいう偶発債務に含まれる。貸借対照表に示さない場合には、偶発債務が当該機関の活動との関連で重要であれば、その性質と金額(amount)を明細書において開示しなければならない(86/635/E E C 40条4項)。保

証(surety)と物上保証には、とりわけ保証(surety)と変更不能信用状に関して、発生したすべての保証(guarantee)債務と第三者のための物上保証が含まれる(86/635/E E C 24条)。

(5) 国際会計基準(I A S)の取扱い

国際会計基準委員会(I A S C)の公開草案(Exposure Draft)E 40号では、一般論として、資産または負債の計上を止める要件として、当該資産または負債に関する便益(reward)とリスクの他への移転、および背景にある権利または義務の行使、解除、取消し、または消滅を挙げている(E 40号28項)。

そして、偶発事象および後発事象については、国際会計基準(I A S)第10号において、慎重性の観点から、アメリカやイギリスとはほぼ同様の規定を置いている。すなわち、貸借対照表日において確認される、将来の事象による資産の減少あるいは負債の発生がほぼ確実であり、かつ損失の金額を合理的に見積ることが可能である場合には、偶発損失を損益計算書に計上しなければならないとされている(I A S 10号27項)。これらの計上要件のいずれかを満たさない場合には、損失の可能性が小さい場合を除いて、偶発事象の存在を、その性質、将来の帰結に影響を及ぼす不確実な要因、見積り額または見積りが不可能である旨を示して、財務諸表に開示しなければならない(I A S 10号10項、28項)。見積り額に幅がある場合には、最も信頼性のある見積り額を、一方、それが得られない場合には最低見積り額を計上する(I A S 10号9項)。さらに、保証債務、手形割引、およびこれに類する債務の存在と金額は、その損失の発生可能性が小さいとしても、注記において開示

しなければならない（IAS 10号12項）。

また、IAS 第30号『銀行業および類似する金融機関の財務諸表における開示』において、一般事業会社が開示すべきこととされている偶発事象のほかに、取消不能な与信契約の内容および金額、オフバランス項目から生ずる偶発事象・契約債務の内容および金額を開示しなければならないとしている。

4. わが国における債権譲渡の会計処理・開示のあり方

ここでは、前記2.および3.を踏まえて、わが国における債権譲渡の会計処理および開示をどのようにすればよいのかについて述べることにする。

まず、譲渡人に買戻しのオプションがなく、譲受人にも買戻し請求のオプションが全くなく、かつ求償権付きでなく²⁴⁾ (without recourse)、債権に関する重要な便益とリスクがすべて譲受人に移転している債権譲渡の場合には、債権を資産として認識することを止めるべきであることには問題がないであろう。

また、譲渡人に買戻しのオプションがある場合には、名目上は債権譲渡とはいえ、確定的に債権に関する重要な便益とリスクが譲受人に移転していないから、その実質は金融取引である。したがって、債権を資産として認識し続けなければならず、また、オプションが行使された場合に譲受人に支払うべき金額を「借入金」として負債の部に計上すべきである。

問題は、譲渡人に買戻しのオプションがな

く、譲受人にも一般的な買戻し請求のオプションがなく、しかも債権に関する重要な便益がすべて譲受人に移転していると判断されるが（この判断基準は、イギリスのFRD 4号にならってよいであろう）、求償権付き（with recourse）である場合、または譲受人に買戻し請求のオプションがある場合の処理である。

この場合には、債権に関する重要な便益がすべて譲受人に移転していると判断される以上、「譲渡」の対象とされた債権を資産として計上し続けることはミスリーディングであり、資産として計上することを止めるべきである。

また、求償権付き（with recourse）であることから生ずるリスクについての情報を財務諸表あるいは計算書類の利用者に与える必要があるので、その開示が問題となる。

財務諸表等規則58条は「偶発債務は注記しなければならない」と定め、同58条の2は手形の割引高および裏書譲渡高を注記することを求めている。また、財務諸表等規則58条を受けて、財務諸表等規則取扱要領第146は、「偶発債務とは、債務の保証……その他現実に発生していない債務で将来において当該事業の負担となる可能性のあるものをいう」とし、同第147は、「当該偶発債務の内容（債務の保証については、その種類および保証先……等）を示し、その金額を記載するもの」としている（ただし、重要性のない偶発債務は注記しないことができる〈財務諸表等規則取扱要領第148〉）。また、財務諸表等規則58条の2を受けた財務諸表等規則取扱要領第149

24) 求償権付きであるか否かの判断は、契約上の文言のみによって判断するのではなく、実質的に判断すべきである（13）参照）。

は、割引高または裏書譲渡高は、対象となった手形の額面金額を記載すると定めている。

他方、計算書類規則32条は、「保証債務、手形遡求債務、重要な係争事件に係る損害賠償義務その他これらに準ずる債務は、注記しなければならない。ただし、負債の部に計上するものは、この限りでない」と規定している。計算書類規則では、開示の内容について規定がないが、実務は財務諸表等規則取扱要領第147にならって、偶発債務の種類、相手方、金額を開示しているようである(黒木[1975]、p.97参照)。なお、割引手形は一種の借入金であって、単なる偶発債務ではなく、別の性格のものとして注記するという指摘がある(味村・田辺ほか[1974]、p.257、261<浅地発言>)。また、将来において負担となる可能性を基準とすれば、恣意的な運用の可能性があって、形式的に該当するものを開示させないと、注記としての意味がなくなるということもいわれている(味村・田辺ほか[1974]、p.262<加藤発言>)。

これらを前提とすれば、求償権付き債権譲渡であれば、債権譲渡額のうち譲受人において未回収部分を注記することが、計算書類規則上または財務諸表等規則上、少なくとも要求されることになる(大住[1969]、p.36)。なぜなら、手形の裏書あるいは割引は手形債権の譲渡にほかならないのであって、売掛債権あるいは貸付債権の譲渡の場合の求償に応ずる義務は手形の遡求義務と共通するからで

ある。²⁵⁾確かに、手形の遡求義務は法定されており、売掛債権あるいは貸付債権の譲渡における求償に応ずる義務は約定のものである点では相違するが、企業の将来の財務に与える影響には変わりがないからである。もちろん、注記の内容は、少なくとも、その偶発債務の種類、相手方、金額となろうが、売掛債権あるいは貸付債権の譲渡における求償に応ずる義務は約定のものであるため、その義務の範囲は債権譲渡契約によって決まるから、開示される金額は契約上負担する可能性のある金額となる(譲渡した債権金額とは限らない)。

なお、求償に応ずる義務に基づく債務を負債として計上する余地はあると考えられる。なぜなら、求償に応ずる義務に基づく債務は、①その発生原因が貸借対照表上の記載日以前に存在し、契約によって求償に応ずる限度額が定まるから、②貨幣的に評価が可能であり、その評価が明確に行いうるものである。確かに、その限度額を貸借対照表価額とすることには、求償される可能性が低いことから問題があるという批判が考えられるが、対応する権利を資産として計上することによって、貸借対照表の利用者をミスリードすることは防げる。それなら、わざわざ両建て表示する必要がないという反論が考えられるが(手形の割引・裏書に関する現在の実務はこの考え方によるものであろう)、求償に応ずる義務を履行したことによって債務者に対して有する

25) 財務諸表等規則においては、手形の割引高または裏書高の開示を求めているにすぎず、また「偶発債務とは、債務保証……その他現実に発生していない債務で将来において当該事業の負担となる可能性のあるもの」とされているから、求償に応ずる義務を現実に発生している債務とみると、財務諸表等規則上は注記を要しないようにも思われる。しかし現実に発生していない債務ですら注記が要求されるのなら、現実に発生している債務はなおさら開示されなければならないといえよう。

ことになる債権の完全な実現は容易に期待できないのであり、相殺して、貸借対照表上に表示しないことは情報として不十分であるとみる余地がある（田中（耕）[1944]、p.239）。

また、停止条件付ではあるが、法律上の債務であることは、商法の研究者は認めており²⁶⁾（大隅[1959]、p.230；味村[1968]、p.182；庄[1974]、p.273）、前述した負債として計上するための要件は満たされている（黒木[1975]、p.95以下）。

加えて、求償に応じる義務が発生する可能性が高くなった場合には、引当金の計上が必要となるほか、求償に応じる義務が発生した場合には、債務を負債として計上する必要がある。

すなわち、債務者の資産状態が著しく悪化したような場合において、求償に応ずる義務を履行したことによって債務者に対して有することになる債権の全部または一部の取立てが不能となるおそれがある場合には、求償に応じる義務による債務と求償に応ずる義務を履行したことによって債務者に対して有することになる債権との見合いの関係が破られる以上、求償に応じる義務による債務を負債の部に計上し、求償に応ずる義務を履行したことによって債務者に対して有することになる債権を取立不能見込額を控除して資産の部に計上するか（味村[1968]、p.182；庄[1974]、p.273）、少なくとも取立不能見込額に相当する引当金を計上することが求められる。

また、求償に応じる義務が発生した場合には負債の部に計上しなければならないのは当

然であろう。計算書類規則32条但書は、「負債の部に計上するものは、この限りでない」、すなわち負債の部に計上するものは注記しなくてもよいと規定しているが、これは、保証債務、手形遡求義務等については、主たる債務者が債務不履行になった場合あるいは手形が不渡りになった場合には、当然に負債の部に計上しなければならないからである（味村・田辺ほか[1974]、p.254<加藤>）。

5. おわりに

本論文から得られる示唆としては、次の諸点が重要である。すなわち、まず、わが国における債権譲渡の会計処理および開示に当たっては、債権の便益の移転の有無によって資産として計上することを止めるべきか否かを決定し、リスクが残っていると判断される場合には、引当金ないし負債として貸借対照表に計上することにより開示すべきである。

また、リスクを財務諸表の注記のみで開示する場合と、財務諸表本体で開示する場合との振分けについては、本論文では明確な基準を示すことができなかったが、わが国における現行の会計実務については、少なからず見直しが必要であるように思われる。例えば、わが国における従来の会計実務は、偶発債務や条件付債務については、債務発生 of 蓋然性が相当程度高くなければ本体開示をしないのが通常であった。しかしながら、アメリカ等においては、わが国に比べると低い蓋然性であっても本体開示を要求し、かつ許容してきたといわれている。したがって、わが国の会

26) これに対して、細田[1977]、p.60は、そのような債務性を根拠に計上を企業に強制することは、損益法に基づく会計の見地からも、生起確率は一律に定められないから不確かであり、法的地見地からも合理性と妥当性を欠くと主張する。

計実務の是非について検討する必要がある。
う。

さらに、リスクを開示する場合に、発生の蓋然性を無視して開示すべきか、あるいは期待値を開示すべきかについても、今後検討を要する。例えば、200万円の債務が発生する蓋然性が75%というときに、①全く計上しない、②200万円を負債として計上する、③200万円の75%に相当する150万円を負債として計上する、という3つの方法のうち、どの方法を採用すべきかという問題がある。わが国の従来の会計実務では、①の方法を採用することが少なくなく、③の方法が採用されることはほとんどなかったようである。こうしたオール・オア・ナッシング的な会計処理の是非については、今後議論を深めていく必要がある。

このほか、わが国における債権譲渡を巡る検討課題としては、次の3点が重要であろう。

まず第1に、諸外国ではそれぞれの会計基準の設定主体が資産・負債の概念について積極的に検討を行っている（本論文では取り上げなかったドイツにおいても、学説上かなり議論されている）が、わが国においては従来十分な検討が行われてこなかった。しかしながら、例えばオフバランス取引の会計上の取扱いを考察する前提として、こうした資産・負債概念の検討は不可欠であろう。従来、貸借対照表上で開示されていなかったからオフ

バランスでよいという主張は、開示の拡大を妨げることになるし、理論的にも適切でない。これまで存在しなかった金融取引や金融商品については、何らかの基準に従って、オフバランスにすべきか否かを判断するのが筋であろう。したがって、わが国においても改めて資産・負債概念についての見直し・検討を行う必要があるように思われる。

第2に、債権譲渡の会計処理に当たってはリスクの評価が重要な前提となるため、とりわけ暗黙の保証にかかるリスクの評価技術、あるいはリスクを明確にできるような取引実務の発達が見られる。この点、わが国においても、今後、債権譲渡市場が発達すれば、リスク評価のレベルアップにプラスに働くと考えられる。

第3に、債権を証券化する場合には、証券取得者が負担するリスクを合理的に抑えなければ商品性を有しないことになろうが、同時に譲渡側のリスクも合理的に見積ることができる枠組み、あるいは譲渡側のリスクを限定できるような証券化の枠組みの構築が必要となるであろう。

このように、債権譲渡を巡る会計問題については残された問題が少なくないが、本論文が今後の議論のたたき台になれば幸いである。

以 上

[筑波大学社会科学系助教授]

【参考文献】

- 池尾和人、「資本構成と債権譲渡」、『経済分析』第117号、1990年
- 石井照久、『商法Ⅰ』、勁草書房、1952年
- 上田明信、『改正会社法と計算規則』、商事法務研究会、1964年
- 、「解説 株式会社の計算の内容に関する商法改正要綱試案」、『商事法務』第190号、1960年
- ・吉田 昂・味村 治、『新商法解説——株式会社の計算』、中央経済社、1963年
- 大隅健一郎、『商法総則』、有斐閣、1959年
- 大住達雄、『株式会社会計の法的考察』、白桃書房、1954年
- 、『企業会計法の知識』、ダイヤモンド社、1969年
- 、『新版商法の計算理論』、同文館、1974年
- 大谷禎男、「計算書類規則の改正について」、『商事法務』第1151号、1988年
- 黒木正憲、『新商法計算書類規則逐条解説』、税務経理協会、1975年
- 黒沢 清、『新企業会計原則訳解』、中央経済社、1975年
- 庄 政志、「貸借対照表の特殊項目総説」、『会社の計算上』（吉永栄助＝飯野利夫監修）、商事法務研究会、1974年
- 鈴木竹雄、『会社法』、弘文堂、1954年
- 竹田 省、『商法総論』、有斐閣、1912年
- 田中耕太郎、『貸借対照表法の論理』、有斐閣、1944年
- 田中誠二・久保欣哉、『新株式会社会計法』、中央経済社、1975年
- 西山忠範、「資産と負債の複合構造」『現代企業法の展開（竹内先生還暦記念）』、有斐閣、1990年
- 細田末吉、『条件付債務』、中央経済社、1977年
- 松田二郎・鈴木忠一、『条解株式会社法下』、弘文堂、1952年
- 松本浩治、『商法総論』、1923年
- 、「貸借対照表上における創業費」、『商法解釈の諸問題』、95-109頁、有斐閣、1955年 a（初出『法律評論』第1巻第10号、1913年）
- 、「営業用固定資産の評価」、『商法解釈の諸問題』、69-93頁、有斐閣、1955年 b（初出『法学新報』第22巻第7・8号、1911、1912年）
- 味村 治、「株式会社会計に関する理論と法制」『法務研究』、第45巻第4号、1959年
- 、「経理処理」、『経営法学全集10 経理・税務』、ダイヤモンド社、1968年
- ・田辺明ほか、『新商法と企業会計』、財経詳報社、1974年
- 矢沢 惇ほか、「貸借対照表の研究——株式会社の貸借対照表及び損益計算書に関する規則の研究[Ⅱ]」、『商事法務』第295号、1963年
- 弥永真生、「金融関連の会計——法的側面からの検討」、『金融研究』第12巻第3号、日本銀行金融研究所、1993年
- 吉田 昂、『改正会社法』、日本加除出版、1963年
- Federal Financial Institutions Examination Council, *Instructions for Preparation of Reports of Condition and Income for a Bank with Domestic and Foreign Offices*, 1989
- Gorton, G.B., G. Pennacchi, "A Loan Sales Really Off-Balance Sheet?" *Off-balance sheet activities* (Roner, J., Saunders, A. and A.C. Sondhi (eds.)), Quorum books, 1990.
- Hancock, O., *Off Balance Sheet Finance*, Australian Accountant, July 1988.
- OECD, *New Financial Instruments——Disclosure and Accounting——*, 1988.
- Paterson, R., *Off Balance Sheet Finance*, MacMillan, 1993.